

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年7月25日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「不当と思う理由」として、「本件は、一般競争入札だが、最低売却価格4億5500万円」が提示され、「土地だけで11億円なのに安すぎる。財産評価審議会で答申を得たそうだが、議事録はなく全く納得がいかない。」と記載し、「合計104億円の公金で購入した財産を【約16億円】で東京の企業に売却」することが、「横浜市の損害」であると述べています。

住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的に摘示する必要がありますが、購入時の価格と比較して最低売却価格や売却額が安価であるとする請求人の主張は、財産の処分の違法性又は不当性を具体的に示すものとまでは言えません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。